

令和5年度基礎研究医プログラムの 定員設定について

令和5年度基礎研究医プログラムの定員設定について

○各都道府県知事から、令和5年度基礎研究医プログラムについて計32大学(21都府県)から届出があった旨の情報提供があった。

(参考)届出のあった希望定員の数

合計64名(5名:4大学、3名:3大学、2名:10大学、1名:15大学)

○これを踏まえ、国として、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)に規定する以下の①②の方法に基づき、定員(計40名)を配分する。

①各大学病院に1名ずつ定員を設定する

②残りの定員を科研費等(基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)対象事業をいう。)の金額が多い順に1名ずつ設定する

令和5年度基礎研究医プログラムの定員設定(案)

	都道府県	大学病院の名称	定員
1	宮城県	東北大学病院	2
2	茨城県	筑波大学附属病院	1
3	栃木県	獨協医科大学病院	1
4	埼玉県	埼玉医科大学病院	1
5	千葉県	千葉大学医学部附属病院	1
6	東京都	慶應義塾大学病院	2
7		帝京大学医学部附属病院	1
8		東京医科歯科大学病院	2
9		東京慈恵会医科大学附属病院	1
10		東京女子医科大学病院	1
11		日本大学医学部附属板橋病院	1
12		日本医科大学付属病院	1
13		順天堂大学医学部附属順天堂医院	2
14	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	1
15		横浜市立大学附属病院	1
16	山梨県	山梨大学医学部附属病院	1

	都道府県	大学病院の名称	定員
17	静岡県	浜松医科大学病院	1
18	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	1
19	京都府	京都大学医学部附属病院	2
20		京都府立医科大学附属病院	1
21	大阪府	大阪大学医学部附属病院	2
22		関西医科大学附属病院	1
23		大阪市立大学医学部附属病院	1
24	兵庫県	兵庫医科大学病院	1
25	奈良県	奈良県立医科大学附属病院	2
26	和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	1
27	岡山県	岡山大学病院	1
28	広島県	広島大学病院	1
29	香川県	香川大学医学部附属病院	1
30	福岡県	久留米大学病院	1
31	大分県	大分大学病院	2
32	鹿児島県	鹿児島大学病院	1

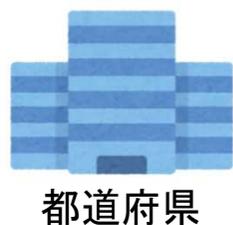
參考資料

基礎研究医プログラムについて

背景

- 我が国の国際競争力は、基礎医学論文数の観点からも、相対的に低下傾向であり、基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合を高める必要がある。
- **令和4年度の研修から**、基礎医学に意欲がある学生を対象に、臨床研修と基礎研究を両立を可能とする**基礎研究医プログラム**の募集を開始する。
- 基礎医育成・研修コースの定員については、**一般の募集定員とは別枠の定員を設定**し、一般のマッチングに先行して選考を行う。

基礎研究医プログラム



基礎研究医プログラム設置要件

基幹型臨床研修病院である大学病院（本院に限る）

- プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと。
- 選択研修期間に、**16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する**期間を用意すること。
- 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと。
- 臨床研修後、**4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、研修管理委員会に提出**すること。
- 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること。

基礎研究医枠
限定選考
(5月頃)



対象者：基礎医学に意欲があり、基礎医学系の教室に所属する者

通常の
マッチング
(6月～)



募集定員全体

マッチング枠

一大学につき原則**1名**※
※基準に応じて0～5名

臨床研修
(4月～)



臨床研修



臨床研修※ + 基礎研究
基礎医学系の教室に所属



※到達目標を満たすことが条件

施行通知(抜粋)

- ⑤ 基礎研究医プログラムの届出に当たり、募集定員は、原則1名とするが、当該プログラムを実施する施設が次の基準を全て満たしている場合は最大5名まで、1つ基準を満たしていない場合は最大3名まで、3つ以上基準を満たしていない場合は0名とすること。
- (i) 基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者(医師)が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
 - (ii) 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
 - (iii) 論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
 - (iv) 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)対象事業の予算の合計が8,000万円を超えている。
 - (v) 基礎医学分野で Impact Factor 15 以上の論文が過去3年間にある。
- ⑥(略)
- ⑦ 応募する大学病院の数が医師臨床研修部会で定める基礎研究医プログラムの総定員に満たず、かつ⑤で定める定員の総和が医道審議会医師分科会医師臨床研修部会で定める基礎研究医プログラムの総定員を超える場合、⑤で定める定員を上限として、下記の通り定員を定めることとする。
- (i) 各大学病院に1名ずつ定員を設定する。
 - (ii) 残りの定員を科研費等⑤(iv)の金額が多い順に1名ずつ設定する。
 - (iii) さらに残りの定員がある場合は、⑤(v)の多い順に1名ずつ設定する。